

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月13日(月)午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(9人)

| | | |
|--------|-----|---------|
| 会 長 | 10番 | 齊 藤 常 夫 |
| 会長職務代理 | 5番 | 中 山 雅 史 |
| 委 員 | 2番 | 萱 橋 敏 男 |
| 委 員 | 3番 | 飯 泉 秀 夫 |
| 委 員 | 4番 | 栗 原 哲 |
| 委 員 | 6番 | 前 島 守 夫 |
| 委 員 | 7番 | 菊 地 典 夫 |
| 委 員 | 8番 | 羽 田 茂 |
| 委 員 | 9番 | 矢 口 剛 |

農業委員会事務局職員(3人)

| | |
|---------|----------|
| 事務局 長 | 岩 本 将 史 |
| 事務局 長補佐 | 石 神 正 夫 |
| 主 査 | 大久保 慎 太郎 |

4. 欠席委員

海老原 茂

5. 傍聴者

なし

6. 議案

| | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) |

報告事項

①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について

②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（岩本事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和元年5月定例総会を開催いたします。

携帯電話等につきましては、電源を切るかマナーモードにさせていただきますよう
よろしくお願ひします。

それでは、定例総会の開催にあたりまして齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

皆さん田植の最中で大変お忙しい中、そして新しい元号「令和」の最初の農業委員会総会に出席して頂きまして有難うございます。

この「令和」の時代が、農業がさらに繁栄する時代になることを願っていますし、我々農業委員としても、その任を果たしていくように努力して行きたいと思ひます。

さて、先月の総会でも申し上げましたように今年度の取り組みの最大の課題は「農地の全筆調査」であります。現在、事務局で実施方法を検討してもらっています。纏まり次第、皆さんにお困りをして確認をしていきたいと思ひています。そしてやり方ですが、9月には郵送で各世帯に調査票を送りまして、返信の無い方のフォローも含めまして年内には終了していきたいと思ひます。非常に大変な調査になりますので皆さんのご協力をお願いします。今年度は大体半数の世帯に対して調査し、残る半数は次年度に実施する計画になっています。推進委員さんにだけ任せておく問題ではございませんので、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって進めていきたいと思ひますし、さらに農業委員がリーダーシップを取って取り組んでいただければと思ひています。

本日の総会ですが、議案4件と報告事項2件となっています。まだまだ田植えの時期で忙しいと思ひますので、慎重かつスムーズな議事進行にご協力くださいますようお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしくお願ひいたします。

1. 事務局（岩本事務局長）

ありがとうございました。本日は、1番「海老原茂委員」より欠席の通告がございましたので報告します。

本日の出席委員は、農業委員10名中9名でございます。

委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めていきますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最初に議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、早速指名させていただきます。

3番飯泉委員、4番栗原委員兩名を議事録署名委員に選任いたします。

書記は、事務局でお願いします。それでは早速議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は450㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は14㎡，合計2筆464㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は駐車場整備のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，登記，現況とも畑，面積は142㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、続きまして、現地確認及び書類審査の結果につきましてご報告いただきたい

と思います。6番前島委員報告をお願いします。

1. 前島委員

先日5月8日の午後1時30分から行いました、書類審査、現地調査結果について報告いたします。

メンバーは、齊藤会長、栗原委員、羽田委員と私、事務局から岩本局長、大久保主査の6名で実施しました。

受付番号1番、地図は2ページになります。申請地は、関東鉄道常総線 新守谷駅の北東側になります。現地は、きれいに管理されていました。

申請地の農地区分は、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、学校法人開智学園、学校法人沼田学園があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆合計464㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。国道294号線を常総市方面に向かいまして、県道谷和原筑西線に入りまして500m程直進した左側になります。現地は、きれいに管理されていました。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。申請者は、現在、近隣に賃借している駐車場を返還し、申請地1筆142㎡に自社所有、従業員用及び来客用として6台分の駐車場を整備する計画となっております。

申請者は、同一大字内に本店を有しており、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の報告が終わりましたので、早速審議いたします。

議案第1号の受付番号1番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問ご意見のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。

4ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は貸駐車場の整備となっております。申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記 畑、現況 雑種地、面積は1 1 2 m²、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記 畑、現況 雑種地、面積は7 6 6 m²、■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記 畑、現況 雑種地、面積は1 5 4 m²、合計3筆1, 0 3 2 m²でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは続いて、現地調査及び書類審査の結果をご報告いただきたいと思います。

4 番栗原委員，報告をお願いします。

1. 栗原委員

先日5月8日の午後1時20分より齊藤会長，前島委員，羽田委員，私，事務局から岩本局長，大久保主査の参加で行った書類審査及び現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番，地図は5ページになります。中央から右斜め上に延びているのが294号線です。その下を常総線の鉄道が走っています。それに並行して旧294号線が走っています。丁度その間に申請地がございます。

申請地は短い雑草などが少し生えている状態でした。申請地の農地区分は，住宅等が連たんしており，土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため，2種農地と判断いたします。

申請者は，以前，運送業を営んでいる事業者からの要望により，本申請地の隣接地を貸駐車場として，平成26年1月に許可を受けております。

今回の申請は，駐車場を借りている事業者の事業拡張により，運搬車及び従業員の自家用車の増加に伴い，駐車場が手狭となったため，再度，事業者からの要望によるものです。申請地3筆1,032㎡を利用し，会社所有車及び従業員用として17台分の駐車場を整備する計画となっております。関係法令との調整も行っており，駐車場を整備するための許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議の程お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。それではこれより審議をしていきます。

議案第2号受付番号1番について，ご質問ご意見のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第2号について，原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局，説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。

6ページをご覧ください。

受付番号1番，申請地は，■■■■字■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積866㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番，申請地は，■■■■字■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積327㎡の小作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては，別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい，続いて現地確認及び書類審査の結果をご報告いただきたいと思います。

8番，羽田委員をお願いします。

1. 羽田委員

5月8日に行いました書類審査，現地調査結果について報告いたします。メンバーは午後のメンバーと同じでございます。受付番号1番，地図は7ページをご覧ください。

申請者は自作地約173アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は4名で，水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は，登記現況とも田，1筆866㎡を規模拡大のため売買により譲り受け，水稲を作付する予定です。現地の状況は現在水稲を作付けされておりまして，よく管理さ

れております。

続きまして受付番号2番, 地図は8ページをご覧ください。現地は県道古川十字路より水海道方面に約500m右側でございます。

申請者は自作地と借入地あわせて約78アールを耕作しており, 世帯員の常時従事者は1名で, 水稲・野菜を作付する農家でございます。

申請地は, 登記現況とも田, 1筆327㎡で, 現在も譲受者が小作地として水稲の栽培を行っている農地を, 売買により譲り受けるものです。現地は管理されておりました譲受者の自宅横でございます。

以上のことから, 1番から2番については, 農機具等も所有しており, 農地法第3条第2項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えますので, 許可しても差し支えないと思われまます。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

1. 議 長 (齊藤会長)

はい, 報告が終わりましたので早速審議いたします。議案第3号受付番号1番についてご質問のある方挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので, 続いて受付番号2番についてご質問のある方挙手を願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。議案第3号について, 原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はいありがとうございます。全員賛成により議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」こちらの方は9ページの農用地利用集積計画案の中から説明させていただきます。総括表となります。まず新規案件といたしまして、田が9筆の15, 156㎡, 畑が10筆の16, 498㎡, 合計19筆の31, 654㎡, 貸し手が9人, 借り手が6人となります。

更新案件ですが、田が6筆の6, 422㎡, 畑が18筆の17, 369㎡, 合計24筆の23, 791㎡, 貸し手が8人の借り手が5人となります。合計、田が15筆の21, 578㎡, 畑が28筆の33, 867㎡, 合計43筆の55, 445㎡, 貸し手が17人, 借り手が11人となります。詳細につきましては、10ページから12ページとなります。ご参照ください。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、それでは議案第4号については一括して審議致します。議案第4号につきましてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第4号にについて、原案のとおり決定することに異議のない方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。議案第4号は、全員賛成により原案のとおり決定いたしました。議案は以上でございます。

続きまして報告事項に入ります。報告事項2件一括して事務局より報告をお願いします。

1. 事務局（岩本事務局長）

はい。それでは報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。13ページになります。

今回、専決処分したものは、駐車場として利用するものが1件、住宅建設のためのもの1件、の計2件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は14ページになります。

今回の合意解約は5件です。解約の理由ですが耕作者の変更解約が3件、所有者が耕作するものが1件、売買によるものが1件となります。こちらの売買につきましては本日の議案第1号で審議いただいたものです。報告案件は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上で予定していた議題全て終わりましたので、今月の定例総会を閉会いたします。